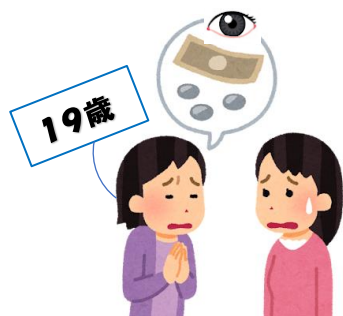


令和4年4月1日の成年年齢引き下げから2年経過しました 18歳・19歳の消費生活相談の状況*

* 出典：国民生活センターによる



・2023年度の相談件数は全国で**9,675件**あり、
「**美**(脱毛エステ、医療サービス等)：**1,248件**」
に関する相談が最も多く寄せられています。

相談事例)

10万円全身脱毛のSNS広告を見て、クリニックに出向いたところ、「別のコースの方が効果が高い」と70万円の医療脱毛を勧められ、その場で契約した。高額なので、クーリング・オフしたい。



一度家に帰って相談します

トラブルに遭わないためのポイント

- ・その場で**契約・施術**をしない
- ・「**お金がない**」なら「**契約しない**」
- ・施術前に**リスクや副作用の確認**をする

借金してもうた



知っ得！
×モ

脱毛エステなど特定継続的役務提供取引の場合

- ・契約期間が**一か月を超える**エステティックサービス、美容医療で、**5万円を超える**契約の場合は、**契約後8日間以内**であれば、クーリング・オフ制度が使える、**解約できます**。また、8日間を過ぎた場合でも、**中途解約が可能です**。
- ・解約時に支払う費用の上限額は、特定継続的役務提供の対象職種毎に定められています！



美容医療サービスの負担上限額は、

サービス提供**前**：**2万円**

サービス提供**後**：**すでに提供されたサービスに係る料金 + 5万円**
又は**未提供のサービスに係る料金の20%**に
相当する額のいずれか低い方

何か困ったことがあれば、生活情報センターにご相談ください！